

決 裁 欄	課長	主幹	資産税管理係	
			係長	係

固定資産現所有者申告書

令和 年 月 日

旭川市長 様

申告者

〒 _____

住 所 _____

氏名 (名称) _____

(連絡先) _____ (代表者との関係)

下記の固定資産の台帳上の所有者が死亡 (消滅) しましたが、現在、次の者が所有していますので申告します。

現 在 の 所 有 者	氏 名 (名 称)	台帳上の所有 者との関係	住 所	個人番号又 は法人番号	備 考
	代表者(フリガナ) 印				

※2名以上いる場合は、上段に代表者を記載すること。

記

所 有 者 台 帳 上 の	氏 名 (名 称)		死亡 (消滅) 年 月 日	年 月 日
	死亡 (消滅) 時の住所	〒 _____		
	本 籍 地			
	戸籍の筆頭者			

固 定 資 産 の 表 示	土地・家屋 の別	所 在	地番又は 家屋番号	地積又は床面積	備 考
	土地・家屋			m ²	
	土地・家屋			m ²	
	土地・家屋			m ²	
	土地・家屋			m ²	
	土地・家屋			m ²	

※現在の代表者を変更する場合には、こちらにもご記入ください。

旧代表者氏名 _____ 台帳上の所有者との関係 _____

代表者住所 _____ 生年月日 _____

(注) 裏面をお読みになってから記載してください。

入力日

固定資産現所有者申告書（裏面）

1 現所有者について

土地又は家屋に対する固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」といいます。）は、その年度の初日が属する年の1月1日（賦課期日）現在において、不動産登記簿に所有者として登記されている方、及び未登記家屋を所有している方に課税されますが、所有者が死亡し、賦課期日までに相続登記等が完了していない場合は、賦課期日現在その資産を現に所有している相続人など（以下「現所有者」といいます。）に課税されます。

2 現所有者の申告について

- (1) 不動産登記簿の所有者が死亡した年の年末までに相続登記を完了している場合（未登記家屋については課税台帳の登録名義変更手続をされた場合）は、登記又は登録された方が納税義務者となります。このため、この申告書を提出する必要はありません。
- (2) 相続人が複数の場合、被相続人の所有していた土地又は家屋の相続人の共有となり、当該土地又は家屋に係る固定資産税等は相続人全員が連帯して納税義務を負いますが、固定資産税等の納税通知書は、この申告書において代表者とされた方に送付します。なお、**納税に支障のある方を代表者とした場合は、代表者を変更する場合があります。**
- (3) 期限までに申告がない場合、本市において現所有者（共有となっている場合はその代表者）を指定します。

3 申告書の記入について

- (1) 現所有者の欄には、相続人全員の氏名、住所、被相続人との続柄（夫、妻、長男又は長女等）を記入してください。
- (2) 相続放棄されている相続人については、備考欄に「相続放棄」と記入してください。
- (3) 固定資産の表示の欄には、固定資産税・都市計画税課税明細書等を参考に、被相続人の所有していた土地又は家屋を全て記入してください。

4 その他

- (1) この申告は不動産登記に係る手続ではありません。土地又は家屋の不動産登記上の所有者を変更したい場合は、法務局で手続きしてください。また、未登記家屋の納税義務者を変更したい場合は、本市で手続きしてください。
- (2) この申告書のほか、登記簿謄本、戸籍謄本その他関係書類の提出をお願いする場合があります。